

平成29年9月13日

ガス事業法第42条第2項の規定による法人の合併の認可について

九州経済産業局から、九州ガス株式会社（法人番号 3310001007919）及び九州ガスエネルギー株式会社（法人番号 7310001007972）によるガス事業法第42条第2項の規定による法人の合併の認可の申請に関する、同法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）I. 第1（11）で準用する審査基準I. 第1（6）③及び④のうち「その一般ガス導管事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。」に適合していると認められたので、別紙の通り九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20170907九州第16号  
平成29年9月13日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第42条第2項の規定による法人の合併の認可について（回答）

平成29年9月7日付け20170831九州第44号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第42条第2項の規定による法人の合併の認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）I. 第1（11）で準用する審査基準I. 第1（6）③及び④のうち「その一般ガス導管事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。」に適合していると認められました。